

## 秋田県告示第238号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

#### 1 名称

沢鳥獣保護区

#### 2 区域

鹿角郡小坂町小坂字沢地内における小坂町立小坂小学校の学校林区域

#### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

沢鳥獣保護区は小坂町中央部の南側に位置し、小坂町立小坂小学校の学校林で、生徒の愛鳥思想の普及啓発の場に適しており、キジやノウサギなど多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地区は鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する里山に住む鳥獣の保護を図るものである。

### 第2

#### 1 名称

摩当鳥獣保護区

#### 2 区域

北秋田市摩当地内の市道洞原沢線と市道小森摩当線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで林道中小又線との交点に至り、同林道を南東に進んで更に南西に進んで市道中小又李岱線との交点に至り、同市道を西進して小摩当川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進んで市道小森摩当線との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### (2) 指定目的

摩当鳥獣保護区は北秋田市の鷹巣地域の市街地から1キロメートルほどのところにあり、ヒヨドリ、ウグイスなど多様な鳥獣類が生息しており、隣接する陣場岱鳥獣保護区内にある鷹巣中央公園とともに地域住民の散策にも利用されていることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

### 第3

#### 1 名称

落合海岸鳥獣保護区

#### 2 区域

能代市内の市道臨海中島線と国道101号線との交点を起点とし、同市道を西進し米代川河口の見透し線との交点に至り、同線を北進し日本海汀線に至り、同汀線を北進し埴川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進み国道101号線との交点に至り、同国道を南進し市道須田竹生4号線との交点に至り、同市道を南進し国道101号線との交点に至り、同国道を南西に進み県道石川向能代線との交点に至り、同県道を南進し市道臨海中島線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

#### 森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

当該区域は能代市・八峰町の西部に位置し、日本海に面したクロマツ砂防林やナラ類を主体とした広葉樹林が広がっており、林相の変化に富む地域である。また、中小の湖沼や米代川河口等が区域内に含まれることから、ガンカモ科鳥類をはじめとする渡り鳥が数多くみられ、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 第4

##### 1 名称

南磯鳥獣保護区

##### 2 区域

市道南平沢線と県道男鹿半島線との交点を起点とし、同市道を北東に進んで臨港道路本港6号線との交点に至り、同臨港道路を南東に進んで秋田石油備蓄基地道路の交点に至り、同道路を南東に進んで秋田石油備蓄基地東基地第1区画西端防波堤基部の日本海汀線に至り、同汀線を南西に進んで潮瀬崎を経て県立男鹿水族館に至り、同水族館前の道路を東進して同県道との交点に至り、同県道を南東に進んで穴端沢左岸との交点に至り、同沢左岸を東進して米代西部森林管理署管轄の国有林2092林班と民有林の境界との交点に至り、同国有林2092林班、2091林班及び2090林班ち小班からイ小班までの各小班、2096林班、2098林班、2099林班、2100林班、及び2102林班と民有林との境界を経て同県道との交点に至り、同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこの区域の日本海汀線から沖合300メートルまでの区域並びにさば島、宮島、夷島、小館栗島、尾館栗島、三線島及び百間瀬の区域

##### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

##### 4 保護に関する指針

###### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

###### (2) 指定目的

南磯鳥獣保護区は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の南東部に位置し、海岸部と内陸部のスギ人工林およびスギ天然林で構成される環境の変化に富む地域である。

このような、自然環境を反映して、海岸部ではウミアイサ、シノリガモなどの海洋性の鳥類が、内陸部ではアカゲラ、キビタキなどの森林性鳥類のほか、ホンダタヌキ、ニホンカモシカなどの獣類など、多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 第5

##### 1 名称

潜り岩鳥獣保護区

##### 2 区域

男鹿市北浦地内の県道入道崎八望台北浦線と入道崎灯台に至る歩道との交点を起点とし同県道を南進して米代川地域森林計画区男鹿市99林班と100林班の林班界との交点に至り、同林班界を南進して市道小沢戸賀線との交点に至り、同市道を南西に進んで南防波堤基部南方の日本海汀線に至り、同汀線を南西に進んで弁天崎、潜り岩を経て水島中心部から同灯台への見透し線との交点に至り、同見透し線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこれらの区域の日本海汀線から沖合300メートルまでの区域並びに水島及び根太島の区域

##### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

##### 4 保護に関する指針

###### (1) 指定区分

集団渡来地の保護区

###### (2) 指定目的

潜り岩鳥獣保護区は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の東部に位置し、日本海岸に面する断崖絶壁の複雑な地形を有する岩礁地帯である。

このような、自然環境を反映して、冬季にはシノリガモ、ピロードキンクロ、クロガモなど海ガモ類が飛来する。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 第6

### 1 名称

石沢鳥獣保護区

### 2 区域

由利本荘市鳥田目地内の市道館大築線と市道虚空蔵線との交点を起点とし、同市道を東進して国道107号線との交点に至り、国道を東進して林道大築線との交点に至り、同林道を北進して鏝出川右岸との交点に至り、同川右岸を北東に進んで民有地と由利森林管理署管轄の国有林34林班の境界との交点に至り、同境界を東進して同市大内地区の境界との交点に至り、同境界を南東に進んで同市東由利地区の境界との交点に至り、同境界を南西に進んで同国道との交点に至り、同国道を西進して市道山内線との交点に至り、同市道を南西に進んで林道上野線との交点に至り、同林道を南西に進んで林道狩ヶ沢線に至る作業道との交点に至り、同作業道を西進して林道狩ヶ沢線との交点に至り、同林道を北西に進んで市道虚空蔵線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

### 4 保護に関する指針

#### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (2) 指定目的

石沢鳥獣保護区は、由利本荘市の中央部に位置し、区域の中央部を一級河川石沢川が流れている。また、スギ人工林及び落葉広葉樹林等の林層の変化に富む地域でもある。この様な多様な自然環境を反映してツキノワグマ、ノウサギなどをはじめ多様な森林鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 第7

### 1 名称

親川鳥獣保護区

### 2 区域

由利本荘市親川地内の芦川右岸と日本海汀線との交点を起点とし、同川右岸を南東に進んで市道芦川線との交点に至り、同市道を東進して日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して市道親川線との交点に至り、同市道を西進して親川左岸との交点に至り、同川左岸を西進して同汀線との交点に至り、同汀線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

### 4 保護に関する指針

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 指定目的

親川鳥獣保護区は、由利本荘市の沿岸部に位置し、南北を河川に挟まれており、山間部は人工林と天然林の混交林により、林相の変化に富む地域となっており、ウグイス、シジュウカラ、ノウサギを始めとする多様な鳥獣類が生息している。特に自然環境保全地域に指定されている箇所は周辺住民が多く訪れ、野生鳥獣の観察等が行われている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 第8

### 1 名称

大谷地鳥獣保護区

### 2 区域

由利本荘市南由利原地内の県道仁賀保矢島館合線と市道南由利原5号線との交点を起点とし、同県道を南東に進

んで同市矢島町境界との交点に至り、同境界を南西に進んでにかほ市境界との交点に至り、同境界を北西に進んで同市道との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、由利本荘市の中央部に位置し、標高400メートルの南由利原にある灌漑用水池として造成された大谷地池を中心とした区域であり、マガモ、コガモなどが渡来し、由利原観光地の主要をなしている。特に大谷地池を中心とした区域は、観光客が気軽に自然観察を行うことができる箇所として親しまれていることから、鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発上重要な地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第9

1 名称

薬師嶽鳥獣保護区

2 区域

大仙市太田町真木地内のうち、秋田森林管理署管轄の国有林2155林班から2162林班までの各林班の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大仙市の北東部、奥羽山脈の袖川上流部原生流域に位置し、ブナなどの広葉樹や、一部にキタゴヨウ、ネズコなどの針葉樹が混交する天然林で構成されており、森林性鳥類のオオルリやキビタキ、亜高山帯に生息するビンズイなど多様な鳥類が生息するほか、岩石が露出したV字谷を形成する急峻な地形では、イヌワシやクマタカ等の、猛禽類の生息に適した区域となっている。

また、国有林の緑の回廊の設定により、野生生物の広域的な繋がりが確保されており、個体群の相互交流や生物多様性の保全が図られている。

このため、当該地区は、鳥獣の生息に重要な地域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第10

1 名称

駒ヶ岳森鳥獣保護区

2 区域

仙北市田沢湖地内の秋田森林管理署管轄の国有林3051林班及び3052林班の各林班の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、仙北市田沢湖の中央東部に位置し、十和田・八幡平国立公園の内にあり、駒ヶ岳を中心とした女岳、男岳、横岳から湯森山、笹森山、乳頭山、小白森山を結ぶ稜線に囲まれた一帯の区域は、ブナの原生林が多く残されており、頂上付近では学術的に貴重な植物群落が見られる。地形は一般に急峻で標高差があるため、変化に富んだ自然環境を形成している。

このような自然環境を反映して、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類や、ウグイス、キビタキ、ゴジュウカラ等の森林性の鳥類やツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型獣類が生息している。

また、当該地域内で、環境省によるレッドリストに絶滅危惧種として記載されているイヌワシの生息が確

認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 第11

##### 1 名称

八幡平鳥獣保護区

##### 2 区域

鹿角市八幡平地内の米代東部森林管理署管轄の国有林3128林班い小班及びイ小班の各小班、同国有林3129林班い小班からほ小班及びた小班からな小班までの各小班、同国有林3130林班お小班、お1小班、こ小班からめ小班まで、ホ小班からチ小班まで、ヌ小班及びヌ1小班の各小班、同国有林3131林班から3135林班までの各林班、同国有林内3136林班は小班からよ小班まで及びロ小班の各小班、同国有林3137林班から3141林班まで及び3163林班の各林班の区域及び仙北市田沢湖玉川地内の秋田森林管理署管轄の国有林3015林班り2小班、り3小班、れ小班からら小班まで、イ小班からハ小班まで、チ小班、リ小班の各小班、同国有林の3016林班から3021林班までの各林班の区域並びにこれらの区域にある国有林以外の国有地、私有地、及び公有水面の区域

##### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

##### 4 保護に関する指針

###### (1) 指定区分

大規模生息地の保護区

###### (2) 指定目的

当該地域は、仙北市田沢湖の北部と鹿角市南部の市境界に位置し、大部分がブナを主体とする天然林で、下層はチシマザサが優占し、標高1,100メートル付近からオオシラビソ林などが広く分布する天然林となっている。また、この区域の一部には若齢の天然林や人工林が見られ、この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。

このような自然環境を反映し、クマタカやツキノワグマなどの行動圏が広域におよび、大型哺乳類や猛禽類をはじめ、ホシガラス、カヤクグリ等の亜高山又は高山性鳥類など、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地区は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 第12

##### 1 名称

浅舞鳥獣保護区

##### 2 区域

横手市平鹿町浅舞地内の県道野崎十文字線と指導上蔭沼長沼東線との交点を起点とし、同県道を北西に進んで市道東町線との交点に至り、同市道を北進して市道浅舞公園線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道長沼東公園線との交点に至り、同市道を北東に進んで市道蔭沼二本松線との交点に至り、同市道を南東に進んで、同市道蔭沼長沼東線との交点に至り、同市道を南西に進んで基点に致線に囲まれた一円の区域

##### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

##### 4 保護に関する指針

###### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

###### (2) 指定目的

浅舞鳥獣保護区は、横手市の横手盆地の中央部・横手市平鹿町の市街地に残された樹林帯であり、キジバト、ヒヨドリを始めとする多様な鳥類が生息している。

このため、当該区域は、鳥類の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 第13

##### 1 名称

館山鳥獣保護区

##### 2 区域

湯沢市下院内地内の充滿寺に至る歩道と千代世神社前の参道との交点を起点とし、同歩道を南西に進んで充滿寺を経て雄物川地域森林計画区旧雄勝町183林班と182林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進んで同計画区183林班108小班と107小班の小班界との交点に至り、同点より同林班108小班、99小班、98小班及び117小班と同林班107小班、103小班、91小班及び94小班の小班界を東進して市道黒森線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道院内小学校横線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道笈形線との交点に至り、同市道を南西に進んで同参道との交点に至り、同参道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

### 4 保護に関する指針

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 指定目的

館山鳥獣保護区は、湯沢市の南西に位置し、東側にスギ人工林、西側にミズナラを主体とした落葉広葉樹林が広がり、野生鳥類の生息地となっている。また、近くには児童館や神社等があり、自然とのふれあいや環境教育の場としても利用され、市街地に生息する鳥獣を誘致する場としても重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。